

【退職金規程】

(適用範囲)

第一条 就業規則第六十九条に定める職員の退職金については本規程によるものとします。

(退職金支給の除外)

第二条 次の各号の一に該当する者については退職金を支給しません。

- 1) 勤続3年未満の者
- 2) 年俸制で雇用された者
- 3) 懲戒解雇された者

(受給権者)

第三条 職員が死亡した場合の退職金は、死亡当時の本人の収入により生計を維持していた遺族に支給します。

- 二、 前項の遺族の範囲および支給順位については労働基準法施行規則第42条から第45条の定めるところによります。

(勤続年数の算出)

第四条 勤続年数は本採用日から起算し退職の日までとする。但し、勤続年数中に長期の欠勤があるときはこれを算入しません。

- 二、 勤続年数の1年未満は、1ヶ月につき12分の1を加算します。但し、1ヶ月未満は切り上げます。

(金額の端数計算)

第五条 退職金の端数計算に於いて円未満の端数は切り上げます。

(支払い時期)

第六条 退職金の支給は退職後速やかに全額を支払います。但し、本人の在職中の行為で懲戒解雇に相当するものが発見されたときは、退職金を支給しません。

(弁済義務による控除)

第七条 退職の際、施設に弁済すべき債務があるときは、退職金からこれを控除します。

(退職慰労金)

第八条 在職中に勤務成績が優秀であった者、及び特に功労のあった者に対しては、慰労金を支給することがあります。なお、その額についてはその都度定めます。

(支給額)

第九条 職員が退職する場合には、別表に定めた支給基準率により退職金を支給します。

- 二、 職員の退職する事由が以下の場合には別表Aにより支給します。
 - 1) 自己の都合
 - 2) 業務外の事由による傷病
 - 3) 定年退職

- 二、 職員の退職する事由が以下の場合には別表Bにより支給します。

- 1) 死亡
- 2) 業務上の事由による傷病
- 3) やむを得ない業務上による解雇

(退職金共済契約の適用)

第十条 退職金共済契約に基づいて中小企業退職金共済事業団から退職金を受ける場合には、その金額を退職金の額より控除します。

(別表) 退職金支給率基準表

勤続年数	支給率A	支給率B	勤続年数	支給率A	支給率B
1	対象外	対象外	11	11.1	11.1
2	対象外	対象外	12	12.2	12.2
3	1.8	2.4	13	13.3	13.3
4	2.4	4.0	14	14.4	14.4
5	3.0	5.0	15	15.5	15.5
6	4.5	6.0	16	16.6	16.6
7	5.25	7.0	17	17.7	17.7
8	6.0	8.0	18	18.8	18.8
9	6.75	9.0	19	19.9	19.9
10	7.5	10.0	20	21.0	21.0

勤続年数20年以上は勤続年数20年の支給で打ち切り慰労金を支給加算します。

平成20年4月1日 第一条 改定